

令和6年度外国人留学生等マッチング支援事業委託業務 に係る企画提案公募要領

大阪府では、「令和6年度外国人留学生等マッチング支援事業」を実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

本事業は、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用して、日本での就職を希望する外国人材と府内企業とのマッチング等を行うことで、外国人材の府内就職を促進し、大阪の成長・飛躍を支える外国人材の受入れ促進をめざすものです。

本事業は「令和6年2月定例府議会大阪府一般会計予算」の成立を前提に事業化される停止条件付の事業です。予算が成立しない場合には、提案を公募したに留まり、効力は発生しません。

1 委託業務名

令和6年度外国人留学生等マッチング支援事業委託業務

(1) 事業の趣旨・目的

我が国の生産年齢人口が減少する中、大阪の持続的成長に取り組むためには、高度人材を含む労働力の確保は不可避。とりわけ、大阪においては、2025年大阪・関西万博を控え、建設業や宿泊・飲食等のインバウンド関連業等、幅広い分野での人材不足解消も急務となっている。

大阪が労働力を確保していく上で、生産性向上や国内人材確保の取組みに加え、外国人材を獲得していくことが求められており、外国人留学生（以下「留学生」という。）の活用は有力な手段のひとつと考えている。

しかしながら、実際には、留学生のうち一定数が卒業後に府外・国外で就職、進学しているほか、どちらにも至らず日本での就職活動の継続に至っているなど、「高度人材のたまご」である留学生を十分活用できているとはいえない状況にあることから、日本での就職を希望している留学生を確実に大阪に取り込んでいくことが必要である。

また、府内企業においても、外国人材の受入れを検討しているものの、採用に際しての不安や採用ノウハウの不足などから実際の採用には結びついていない。一方で、すでに外国人材を雇用している企業の多くは外国人材の採用を「拡大」又は「現状維持」と考えているというアンケート結果もあり、「最初の一步」を踏み出すことで、府内企業における外国人材の受入れ拡大につながる可能性は高い。

一方、外国人材の離職率は日本人に比べ高い傾向にあり、入社後1年未満の離職率は日本人が約1割のところ、外国人材は約3割にもものぼるというアンケート結果もある。採用後すぐのタイミングから定着に向けた対応を講じることで、早期離職を予防するとともに、外国人材が府内企業においてキャリアを築き、活躍してくれることを期待できる。

そこで、府では、「外国人留学生等マッチング支援事業」において、日本での就職を希望する留学生や海外の外国人材等を対象に、オンラインマッチングシステム等を活用して府内企業との就職マッチング（以下「マッチング」という。）の機会を提供するとともに、府内企業の採用者に対して交流会の開催を通じたコミュニティ形成支援等のフォローアップを実施することで定着を図り、大阪

の成長・飛躍を支える外国人材の受入れ促進を図る。

(2) 業務概要

別紙仕様書のとおり。

(3) 委託上限額

57,761,000円（税込）

(4) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

2 スケジュール

令和6年2月28日（水）	公募開始
令和6年3月6日（水）	説明会開催
令和6年3月13日（水）	質問受付締切
令和6年3月28日（木）	提案書類提出締切
令和6年4月2日（火）	選定委員会
令和6年4月下旬頃	契約締結・事業開始
令和7年3月31日（月）	事業終了

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること（(9)～(11)は共同企業体の代表構成員が有していればよい。）。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなさ

れた者を除く。)、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生
手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第41条第1項の更生手続開始
の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた
者を除く。)、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると
認められる者でないこと。

- (3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1
事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる
措置要件に該当する者でないこと。
- (7) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則(令和
2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。)第3条第1項に規定する入札参
加除外者(以下「入札参加除外者」という。)
 - イ 暴力団排除措置規則第9条第1項に規定する誓約書違反者(以下「誓約書違反者」という。)
 - ウ 暴力団排除措置規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (8) 府を当事者の一方とする契約(府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は
物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。)に関し、入札談合等(入札談
合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律
(平成14年法律第101号)第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。)を行ったこと
により損害賠償の請求を受けている者でないこと。
- (9) 提案業務を行うにつき、当該業務が法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受けてい
る必要がある場合には、当該免許、許可、認可を受けている者であること。
- (10) 職業安定法(昭和22年法律第141号)第4条第10項に定める職業紹介事業者であること。
- (11) 過去3年間に外国人材に対して職業紹介事業を実施した実績を有していること。

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。「3 公募参加資格」を確認
の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

令和6年2月28日(水)午後2時から令和6年3月28日(木)まで

イ 配布場所及び受付場所

大阪府ホームページ(<https://www.pref.osaka.lg.jp/shokosomu/matching/index.html>)からダ
ウンロードできます(紙媒体による配布は行いません。)

ウ 受付期間

令和6年3月21日(木)から令和6年3月28日(木)まで(土曜日、日曜日を除く。午前10
時から午後5時まで(正午から午後1時の間を除く。))。ただし、令和6年3月28日(木)は、
午前10時から正午まで。

エ 提出方法

書類は必ず受付場所に持参してください（郵送による提出は認めません。）。

受付場所 大阪府 商工労働部 商工労働総務課 企画グループ

住 所：大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎 25 階

電話番号：06-6210-9479

オ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

ア～カの正本 1 部とア～エの副本（両面コピー）7 部を、応募代表者が提出してください。ア～エについては電子媒体（CD-R 等）についても提出し、副本のうち 4 部は社名やロゴなど応募事業者が特定される記載は削除又は黒塗りして提出してください。

ア 応募申込書（様式 1：正本 1 部・副本（両面コピー）7 部）

イ 企画提案書（様式 2：正本 1 部・副本（両面コピー）7 部）

ウ 応募金額提案書（様式 3：正本 1 部・副本（両面コピー）7 部）

エ 事業実績申告書（様式 4：正本 1 部・副本（両面コピー）7 部、過去 3 年間における同種又は類似する事業に取り組んだ実績について記載すること）

オ 共同企業体で参加の場合

※共同企業体名には本事業の事業名（外国人留学生等マッチング支援事業）を使用しないこと。

① 共同企業体届出書（様式 5：正本 1 部）

② 共同企業体協定書（写し）（様式 6：正本 1 部）

③ 委任状（様式 7：正本 1 部）

④ 使用印鑑届（様式 8：正本 1 部）

カ 誓約書（参加資格関係）（様式 9：正本 1 部）

(3) 応募書類に係る添付書類

各 1 部、共同企業体の場合は構成員ごとに提出してください。

ア 定款又は寄付行為の写し（1 部）（3 カ月以内の日付で原本証明してください。）

イ ① 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（1 部）

・ 法人の場合に提出してください。

・ 発行日から 3 カ月以内のもの

② 本籍地の市区町村が発行する身分証明書（1 部）

・ 個人の場合に提出してください。

・ 発行日から 3 カ月以内のもの

・ 準禁治産者、破産者でないことが分かるもの

③ 法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（1 部）

・ 個人の場合に提出してください。

・ 発行日から 3 カ月以内のもの

・ 「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明

ウ 納税証明書（原本各 1 部）（未納がないことの証明：発行日から 3 カ月以内のもの）

① 大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書

・ 大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。

②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

エ 財務諸表の写し（各1部：最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分）

①貸借対照表

②損益計算書

③株主資本等変動計算書

オ 最新の営業・事業活動がわかる報告書等（1部）

会社概要・事業報告書等

カ 障害者雇用状況報告書の写し（1部）

①公共職業安定所長に障がい者雇用状況の報告義務のある常用雇用労働者の数が43.5人以上の事業主の場合

・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常用雇用労働者の数が43.5人以上）に義務化されている「障害者雇用状況報告書（様式第6号）」の写し

・公示の日の直前の6月1日現在の状況について記載したもので主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所長に提出済で受付印のあるもの

（インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出して下さい。）

②常用雇用労働者の数が43.5人未満の事業主の場合

・障がい者の雇用状況について（様式10：1部）

キ 公正採用人権啓発推進員選任（又は異動）報告書の写し（1部）

ク 企業人権協議会への加入申込書の写し（1部）

ケ 一般社団法人おおさか人材雇用開発人権センター入会届の写し（1部）

コ 「大阪府障がい者サポートカンパニー」又は「大阪府障がい者サポートカンパニー優良企業」登録申請書の写し（1部）

※カ②～コについては、7(2)の審査基準における「府施策への協力」に係る配点を希望する事業者のみ提出してください。

※上記キ～コについては、その他選任や加入等が確認できる書類の写しでも可

(4) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(5) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(6) その他

ア 応募は1者1提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む。）。

イ 応募書類は、以下のように提出してください。

応募書類	提出方法	提出部数
様式1～4	A4ファイルに綴って正本1部、副本（両面コピー）7部提出 ※コピーのうち4部については、個人名及び企業名、社章などを黒塗りする等して、応募者が特定できないようにしてください。（表紙及び背表紙含む）	計8部
様式5～10 別添ア～コ	A4ファイルに綴って1部提出	1部

※応募書類（様式 1～4）は電子媒体（CD-R 等）での提出もお願いします。

※応募書類の左側 2 cm 程度は、綴じしろとして空白にしてください。

ウ 表紙及び背表紙には提案事業タイトル（令和 6 年度外国人留学生等マッチング支援事業委託業務提案書）と提案団体名を記入してください。

エ 書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く。）。

オ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

5 説明会

(1) 開催日時

令和 6 年 3 月 6 日（水）午前 11 時から正午まで

※終了時刻は進行状況により前後する可能性がありますのでご了承ください。

(2) 開催場所

Microsoft Teams の Web 会議機能を使ったオンライン説明会

(3) 申込方法

ア 電子メール（メールアドレス：shorosomu-g03@sbox.pref.osaka.lg.jp）でお申し込みください。

イ 「件名」に「【説明会申込】令和 6 年度外国人留学生等マッチング支援事業」と記入してください。

ウ 電子メール本文に「事業者名」「参加者の職・氏名」「連絡先（電話番号・メールアドレス）」を記入してください。

エ 口頭、電話による申し込みは受け付けません。

オ 説明会では質問を受け付けません。質問がある場合は下記「6 質問の受付」の方法により提出してください。

(4) 説明会への申込期限

令和 6 年 3 月 4 日（月）午後 5 時まで

6 質問の受付

(1) 受付期間

令和 6 年 2 月 28 日（水）から令和 6 年 3 月 13 日（水）午後 5 時まで

(2) 提出方法

ア 電子メール（メールアドレス：shorosomu-g03@sbox.pref.osaka.lg.jp）で受け付けます。

イ 電子メールの件名に「【質問】令和 6 年度外国人留学生等マッチング支援事業委託業務」と記入してください。

ウ 電子メール送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。（土曜日、日曜日を除く。午前 10 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時の間を除く。））

(3) 回答方法

質問への回答は、商工労働総務課ホームページ

（<https://www.pref.osaka.lg.jp/shokosomu/matching/index.html>）に掲示し、個別には回答しません。

7 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者（及び次点者）を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします（大阪府公募型プロポーザル方式実施基準 8（5）参照のこと。）。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行います。※詳細については、別途連絡します。

- ・選定委員会開催日 令和6年4月2日（火）（予定）
- ・選定委員会場所 大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）内

※説明資料の使用について

- ・プレゼンテーション審査において選定委員が短時間で提案内容を把握できるよう、企画提案書以外に、提案内容をまとめた説明資料の使用を可とします。
- ・説明資料はA3サイズで1枚（片面）のみ、文字サイズは概ね9ポイント以上とします。
- ・説明資料には、企画提案書にない内容を記載しないでください。また、個人名及び企業名、社章など応募事業者が特定できるものは記載しないでください。
- ・説明資料は、応募書類の提出に準じて、令和6年3月28日（木）正午までに下記提出先に5部提出するとともに、電子データをメールにて送付してください（説明資料を使用しない場合は提出不要です。）。

（提出先）大阪府 商工労働部 商工労働総務課 企画グループ

電子メール（メールアドレス：shorosomu-g03@sbox.pref.osaka.lg.jp）

※プレゼンテーションの持ち時間は15分程度の予定です。時間内に提案内容を分かりやすくご説明ください。なお、プロジェクター等の機材は使用できませんのでご了承ください。

ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しません。なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

ア 企画内容

審査項目	審査内容	仕様書「6業務内容及び提案事項等」の該当項目	配点
事業目的及び業務内容の理解度	・府内企業の採用動向や留学生等の就職志向など、外国人材の府内企業就職における現状課題に対する知見が十分にあり、提案内容が課題解決に資するものとなっているか。 ・成功事例集に掲載する情報が現状課題を踏まえているか。	・提案全体 ・提案事項9「成果事例集」	10点
スケジュール	・実施スケジュールが府内企業の採用動向や留学生等の就職活動スケジュールを踏まえており、効果的な実施時期・内容となっているか。	・提案事項1「実施スケジュール」	5点
業務運営体制及び遂行能力	・運営体制（人数、役割分担、専門性等）や応募者の実績、経営・財務状況等から本業務を適切に遂行することが期待できるか。	・提案事項2「運営体制」	5点
事業周知及び参加者登録の促進にかかる企画提案	・府内企業、留学生等それぞれに対する事業周知方法（周知先・周知手法）が具体的で、より多くの府内企業や留学生等の参加につながる	・提案事項3「事業周知及び参加者登録」	10点

	ことが期待できるか。	の促進」	
オンラインマッチングシステムの運用にかかる企画提案	<ul style="list-style-type: none"> 参加者が利用しやすく、マッチングに有効なシステムとなっているか。 参加者の登録情報が適切に管理されているか。また、マッチングに必要な情報を十分に聴取できているか。 内定状況の確認・把握できる体制となっているか。 	・提案事項4「オンラインマッチングシステムの運用」	10点
マッチングの取組みにかかる企画提案	<ul style="list-style-type: none"> 合同企業説明会等や採用決定につながるための取組みの実施手法にかかる提案が現状や課題を踏まえたもので、具体的かつ事業目標の実現につながる効果的な内容となっているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 提案事項5「マッチングの取組み（合同企業説明会等）」 提案事項6「マッチングの取組み（コンサルテーション等の工夫）」 	20点
内定者に対する採用決定後フォローアップにかかる企画提案	<ul style="list-style-type: none"> 府内企業に内定した留学生等に本採用までの間に実施するフォローアップの内容が、留学生等の円滑な就労開始につながることを期待できるか。 	・提案事項7「内定者へのフォローアップ」	10点
採用者コミュニティの運営と採用者交流会の開催にかかる企画提案	<ul style="list-style-type: none"> 採用者コミュニティの運営、ロールモデル活動の実施、採用者交流会の企画の内容が、入社1年以内の新入社員を中心とした採用者の府内企業への定着につながることを期待できるか。 	・提案事項8「採用者への定着支援」	15点
府施策への協力	[次表のイのとおり]		5点
価格点	《価格点の算定式》 満点（10点）×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格 ※算出した数値の小数点以下第2位を四捨五入		10点
合計点			100点

イ 府施策への協力（上限点数は5点とする）

審査項目	審査内容	配点
障がい者の雇用	障がい者の雇用 <実雇用率> 4.60%以上 4点 3.84～4.59% 3点 3.08～3.83% 2点 2.30～3.07% 1点 <法定雇用障がい者数超過数> 7人以上 4点 5～7人未満 3点 3～5人未満 2点 1～3人未満 1点 ※実雇用率と超過数の高い方の得点を採用する。 共同企業体の場合は全ての構成員企業の中で最も低い企業の点を採用する。	4点
公正採用選考人権啓発推進員の選任	公正採用選考人権啓発推進員の選任 推進員を選任している [1点] 推進員を選任していない [0点]	1点

大阪企業人権協議会への加入	大阪企業人権協議会への加入の有無		1点
	加入している	[1点]	
	加入していない	[0点]	
就職困難者の就労支援への協力	大阪府が実施する「就職困難者に対する就労支援事業」又は「企業に対する支援学校等生徒の雇用支援事業」の補助事業者〔一般社団法人おおさか人材雇用開発人権センター（C－STEP）〕への加入の有無		1点
	加入している	[1点]	
	加入していない	[0点]	
大阪府障がい者サポートカンパニー」又は「大阪府障がい者サポートカンパニー優良企業」への登録	大阪府障がい者サポートカンパニー」又は「大阪府障がい者サポートカンパニー優良企業」登録の有無		1点
	登録している	[1点]	
	登録していない	[0点]	
合計			(5点)

※障がい者の雇用について、申請者が特例子会社等（障害者の雇用の促進等に関する法律第44条から第45条の3までの規定により、その雇用する労働者について、法第44条第1項に規定する親事業主、法第45条の2第1項に規定する関係親事業主又は法第45条の3第1項に規定する特定組合等（以下「親事業主等」という。）のみが雇用する労働者とみなされる事業主）である場合は、親事業主等の「実雇用率」、「法定雇用障がい者数超過数」が審査内容の対象となる。

※公正採用選考人権啓発推進員の選任、大阪企業人権協議会への加入、就職困難者の就労支援への協力、大阪府障がい者サポートカンパニー（優良企業も含む）について、共同企業体の場合は構成員全ての企業において選任等されていることを加点の要件とする。

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、全応募者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を商工労働総務課ホームページ (<https://www.pref.osaka.lg.jp/shokosomu/matching/index.html>) において公表します。応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。

- ①最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点 *品質点・価格点を配点した場合の価格点・提案金額
- ②全提案事業者の名称 *申込順
- ③全提案事業者の評価点 *得点順（内容は①に同じ）
- ④最優秀提案事業者の選定理由 *講評ポイント
- ⑤選定委員会委員の氏名及び選任理由
- ⑥その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。
- (2) 採択された提案については、採択後に大阪府と詳細を協議することとします。
- (3) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。ただし、概算で支払いをしなければ契約しがたいと認められる場合には、地方自治法施行令第162条第6号及び大阪府財務規則第45条第2号の規定に基づき、概算払いをすることができるものとします。
- (4) 契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書（様式10）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。
- (6) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
 - イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (7) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。
 - ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
 - イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。
 - ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。
 - エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。
 - オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。
 - カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。
- (8) (7)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除します。
 - ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。

イ 大阪府財務規則（昭和 55 年大阪府規則第 48 号）第 68 条第 3 号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の 7 割以上）の契約履行実績が過去 2 年間で 2 件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。

ウ 大阪府財務規則第 68 条第 6 号に該当する場合。

9 その他

- (1) 応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守して下さい。
- (2) 受注者は、感染症の拡大や自然災害などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法や手段などを取り決めておく「事業継続計画（BCP）」を策定するよう努めてください。
- (3) なお、この契約の締結時において、中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 56 条第 1 項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第 58 条第 1 項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定（以下「認定」という。）を受けている受注者（共同企業体を結成している場合は、各々の構成員）は、事業継続力強化計画認定書又は連携事業継続力強化計画認定書（以下「認定書」という。）の写しを速やかに大阪府に提出するよう努めてください。認定を受けていない受注者（共同企業体を結成している場合は、各々の構成員）は、認定を受けることができる場合に、契約期間の終了までに認定を受けるよう努めるとともに、認定を受けた際は、認定書の写しを速やかに大阪府に提出するよう努めてください。

担当部局

大阪府 商工労働部 商工労働総務課 企画グループ

所在地：大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎 25 階

電話：06-6210-9479